

介護保険の利用者負担について

申請・問 市役所1階 介護保険課 ☎(21)1463
(〒874の8511 上野口町1番15号)

介護保険負担割合証を7月中旬に送付します

要支援・要介護認定または総合事業の認定を受けている人を対象に、令和3年8月からの利用者負担の割合を示した「介護保険負担割合証」(桃色)を7月中旬に郵送します。

介護サービス利用時の利用者負担は基本的に1割負担ですが、65歳以上(第1号被保険者)の人で、前年中に一定以上の所得がある人は2割または3割負担になる場合があります(負担割合は令和2年中の所得金額などに基づき決定します)。

8月からの介護サービス利用時の利用者負担の割合を示す証明書になりますので、利用する介護サービス事業所などに証を提示してください。

■3割負担の対象となる人

次の要件の全てを満たす人
① 65歳以上で本人の合計所得金額が20万円以上

② 同じ世帯の65歳以上の人(本人含む)の年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた金額が年間一定額以上(単身世帯は340万円以上、2人以上の世帯は463万円以上)

■2割負担の対象となる人

次の要件を全て満たす人
① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満

② 同じ世帯の65歳以上の人(本人含む)の年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた金額が年間一定額以上(単身世帯は280万円以上340万円未満、2人以上の世帯は340万円以上463万円未満)

■1割負担の対象となる人

3割・2割の条件に該当しない人
※64歳以下の人、住民税非課税の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人、生活保護受給者は1割負担です。

※詳細は右記の介護保険課へお問い合わせください。

介護保険の低所得者向け利用者負担軽減

■介護保険利用者負担限度額認定

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護療養型医療施設・介護医療院)・ショートステイでの食費・居住費について、低所得の人は申請により所得段階に応じて負担額の軽減が受けられます。

対象 生活保護を受給している人、または次の要件の全てを満たす人

① 世帯全員が住民税非課税であること

② 配偶者が別世帯でも住民税非課税であること

③ 預貯金等の額が一定額以下であること(詳細はお問い合わせください)

申請に必要なもの

介護保険被保険者証、本人及び配偶者の預貯金通帳等の写しなど

注意事項 有効期間は申請月の月初からとなります。既に軽減を受けており継

続して利用する人は、8月25日(水)までに窓口または郵便(必着)で更新申請の手続が必要です。

※新型コロナウイルス感染症防止・混雑緩和のため、更新期間を延長しています。

■社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度

社会福祉法人が提供する施設及び訪問介護サービスなどの利用者負担額のうち、100分の25を軽減します。

対象 次の要件の全てを満たす人

① 世帯全員が住民税非課税

② 単身世帯で年収150万円以下、預貯金350万円以下(二人増すごとに年収で50万円、預貯金で100万円を加算)

③ 活用できる資産がない

④ 親族などに扶養されていない

⑤ 介護保険料を滞納していない

※介護保険施設・ショートステイでの食費・居住費の軽減については⑥も含む

⑥ 介護保険負担限度額認定証が交付されている

市税徴収強化に大分県職員を派遣

有効期間は申請月の月初からとなります。既に軽減を受けており継続して利用する人は、7月9日(金)までに更新の手続が必要です。

大分県では「県と市町村との連携による地方税徴収強化対策」を実施しており、別府市に7月1日付で県職員が派遣されました。

この制度は、個人住民税等の収入確保、市税務職員等の滞納整理の技術向上を目的としています。別府市では、12月末まで大分県税事務所の職員とともに、滞納整理等を実施します。

また、杵築市、国東市、日出町との間で税務職員を相互派遣し、共同滞納整理など協力を強化します。

債権管理課 ☎(21)1121

国民健康保険対象の皆さんへ

問 市役所GF(グラントフロア)
保険年金課 ☎(21)1148

新しい国民健康保険証を7月中旬に簡易書留で送付します

8月1日から使用する国民健康保険証の有効期限は令和4年7月31日です。

ただし、令和3年8月2日～令和4年7月31日に次の①②に該当する人は有効期限が短くなっています。

① 75歳になる人：有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日以降は後期高齢者医療保険に変わります。

② 70歳になる人：有効期限は誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)です。病院窓口での負担割合を記載した新しい保険証を送付します。誕生月の翌月1日(1日生まれの人は誕生日)から使用してください。

特定疾病療養受療証を送付します

令和3年度の特定疾病療養受療証を送付します。今回、70歳以上の有効期限の記載がない人についてもお送りしています。
※今回送付する国民健康保険証

及び特定疾病療養受療証には個人ごとの枝番が追加されています。枝番追加後も今までどおり利用できます。

病院窓口で支払う自己負担割合

70歳～74歳

医療機関を受診したときの自己負担割合は、住民税の課税標準額等によって判定します。

※課税標準額とは、総所得金額から各種控除や必要経費を除いたあとの金額

自己負担割合の判定

◎ 2割負担の人(現役並み所得者以外)：同じ世帯に課税標準額が145万円以上で国民健康保険に加入している70歳～74歳の人がいない場合

※基礎控除後の合計総所得が210万円以下であれば該当

◎ 3割負担の人(現役並み所得者)：同じ世帯に課税標準額が145万円以上で、国民健康保険に加入している70歳～74歳の人が1人でもいる場合

※下記の表に該当する場合は申請により自己負担割合が2割となります。

申請により自己負担割合が2割になる場合	
国民健康保険に加入している70歳～74歳の人が世帯に1人いる場合	合計収入が383万円未満
国民健康保険に加入している70歳～74歳の人が世帯に2人以上いる場合	合計収入が520万円未満

脱退について

現在国民健康保険に加入している人で、就職などによりほかの健康保険に加入した場合や、家族の健康保険の被扶養者となった場合などは、国民健康保険の脱退手続が必要です。

健康保険のオンライン資格確認の延期

令和3年3月開始予定となっていた健康保険のオンライン資格確認は延期となっています。医療機関などを受診する際は、今までどおり健康保険証や、必要に応じて限度額適用認定証をお持ちください。

国民健康保険の限度額適用認定証の更新を受け付けます 7月1日(木)から受付開始

医療機関を受診したとき、限度額(所得区分によって異なります)を超えた自己負担分は申請により高額療養費として支給されます。ただし、あらかじめ限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けて、医療機関に提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額までになります。非課税世帯の人は入院時の食事代を減額することもできます。

70歳未満	課税世帯		更新が必要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり
70歳～74歳	課税世帯	課税標準額 690万円以上	申請不要
		課税標準額 145万円以上 690万円未満	更新が必要
		課税標準額 145万円未満	申請不要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり

■更新の申請期間 7月1日(木)～8月31日(火)

既に認定証をお持ちの人は、7月末で有効期限が切れますので、必要な人は8月末までに更新の手続きをください。7月中旬に申請をした人は7月末までにご自宅に送付します。

※新規申請は随時受け付けます。その場合、申請月の初日から有効となり、申請月前月までの受診分は対象外となりますのでご注意ください。

※国保税に滞納があると発行ができない場合があります。

■申請に必要なもの

- ①国民健康保険証 ②現在お持ちの認定証(更新者)
- ③写真付きの本人確認書類(有効期限内のもの)
- ④マイナンバーを確認できるもの

※非課税世帯の人で長期入院該当者(申請月以前の1年間で入院日数が91日以上ある人)は、入院日数を確認できる書類(領収書など)が必要です。

※出張所でも受付できますが、認定証は後日郵送になります。

申・問 保険年金課 ☎21-1148

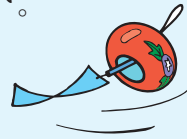
後期高齢者医療 対象の皆さんへ

申問 市役所GF(グラントフロア)
保険年金課 ☎(21)1148

新しい保険証を 7月中旬に簡易書 留で送付します

現在の水色の保険証の有効期限は7月末です。

8月以降は新しい保険証(緑色、折りたたみ型)をお使いください。※保険料額決定通知書とは別に送付します。



◆新しい保険証の有効期限 令和4年7月31日
※裏面で臓器提供の意思表示ができます。
※『一部負担金の割合』は令和2年中の所得に基づいて判定されます。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年7月31日
被保険者番号 ○○○○○○
住所 大分県○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○ 性別 ○
生年月日 ○○○○年○○月○○日
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
発効期日 平成○○年○○月○○日
交付年月日 令和○○年○○月○○日
一部負担金の割合 ○割
被保険者番号 ○○○○○○
被保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合

注意事項
1 保険医療機関等について診察を受けるときは、必ずこの保険証をその窓口で提示してください。
2 被保険者の資格がなくなったときは、速やかにこの保険証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この保険証を添えてください。
3 この保険証の記載事項が変更された場合は、14日以内に、この保険証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。
4 保険料額を相減したときは、この保険証を使用することはできません。また、有効期限内でも負担割合等記載内容に変更があった場合、新しい保険証が交付されますので、それまでお持ちの保険証はすみやかに返還してください。
5 是非この保険証を使用した者は、用途により非課税として税後の処分を要します。
特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この保険証を返還していないことがあります。

(保険証イメージ)

▶今回送付する保険証の色は「緑色」です。

令和3年度保険料額 決定通知書を7月中 旬に送付します

保険料の納め方については、特別徴収(年金からの引落し)と普通徴収(納付書での納付または口座振替)があります。納め方や保険料額、納期などは通知書をご確認ください。

限度額適用・標準 負担額減額認定証

◆現在認定証をお持ちの人の現在発行している認定証の有効期限は7月31日です。

令和3年度も住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、更新の手続きは不要です。
※昨年度と保険証の一部負担金の割合(1割・3割)が変更となった世帯は、認定証が送付されません。
※令和3年度住民税未申告

共生社会実現に向けたバリアフリー 課題箇所調査

本年度事業において、市内の歩道などのバリアフリー課題箇所調査を行います。誰もが安心して安全に暮らせる共生社会実現のため、市民の皆さんから広く意見を募集します。

期間 7月1日(木)～8月31日(火)
投稿方法 ①または②

- ※①・②ともユーザー登録必要
- ①パソコン、スマートフォン、別府市公式LINEのメニューから「Fix My Street Japan」のウェブサービスを利用する。
- ②スマートフォンに「Fix My Street Japan」のアプリをダウンロードして利用する。

※市ホームページ

「生活」
↓「福祉」
↓「障がい者(児)福祉」を「一覧」をご覧ください。



こちらを参照してください▶

国民健康保険・ 後期高齢者医療制 度夜間窓口

「日中仕事などで納付に行けない」「社会保険に加入したけど日中仕事で脱退の手続に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険料、保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での納付相談なども受け付けます。

日時 7月9日(金)、20日(火) 17時30分～20時
問 保険年金課 ☎(21)1148

財政状況の公表 別府速見広域圏 事務組合

令和2年度下半期の財政状況をホームページで公表しています。

HP <https://www.bekihaya-mi-ota.jp/>

問 別府速見地域広域市町村圏事務組合 ☎(21)1126

別府四季のカレンダーの 発行を見合わせます

令和4年版の別府四季のカレンダーは、新型コロナウイルス感染症対策のため発行を見合わせます。例年7月から行っている写真の募集は実施しません。

問 秘書広報課 ☎21-1123

おおいた夏の 事故ゼロ運動

おこさずあわず事故ゼロ

夏は観光による交通量の増加や暑さからくる疲労などに、追突などの交通事故の増加が懸念されます。

ドライバー、自転車利用者、歩行者がお互いに思いやり、「交通事故のない、安全で、安心なまち別府」を目指しましょう。

期間 7月12日(月)～21日(水)

生活環境課 ☎(21)1134

普通救命講習(中止)

毎月第2日曜日に開催予定の普通救命講習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間中止します。資格取得などのため修了証が必要な場合は別途ご相談ください。

消防本部警防課

☎(25)1124

朝日地区の消防サイレン移設

JAべっぴ日出朝日出張所の解体に伴い、屋上に設置している消防サイレンを撤去しま

す。なお、サイレンは隣接する別府市消防団第11分団格納庫敷地内に移設する予定です。

消防本部庶務課

☎(25)1122

農地農業相談

日時 7月15日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員

農業委員、農地利用最適化推進委員

※予約は7月7日(木)までに

電話で左記へ申込み

農業委員会事務局

☎(21)1178

祝日のごみ収集

7月22日(木)祝、23日(金)祝は、当該対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しく下さい。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出しく下さい。

生活環境課清掃事務所

☎(66)5353

市営青山プール

25メートルプール一般開放

使用料金(一人2時間)

・一般 280円

・高校生 210円

・小中学生 140円

日程 7月21日(水)～

8月31日(火)

※7月25日(日)・27日(火)・28日(水)、8月1日(日)・22日(日)は、大会開催のため使用できません。

時間 9時～19時

(19時に閉館します。)

◆使用上の注意事項

①水着・スイミングキャップを着用してください。

②幼児は無料ですが、保護者が一緒に泳いでください。子どもの遊泳中は、同伴の保護者は子どもから目を離さないようにしてください。

③50メートルプール・飛込みプールの一般開放はありません。

※新型コロナウイルス感染防止のため、中止になる場合があります。

市営青山プール

☎(21)8657

別府市総合振興センター

☎(26)0535

三世代同居世帯リフォーム支援事業

三世代同居世帯の改修工事費用を補助します

子育て支援課

☎21-1427

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯であること(出産・転居等により申請日以降に三世代同居となる世帯を含む)
- ・市税を完納している世帯であること
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
- ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 別府市内にある既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合も含む)

対象工事 ①玄関、②トイレ、③浴室、④キッチン(左記に掲げる4つの部位のうち、1部位以上を増設する工事)

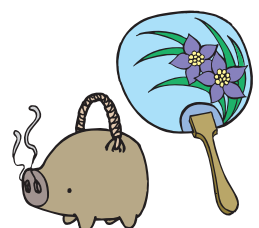
補助金額 補助対象工事費の50%(上限75万円) 申請期間 7月1日(木)～12月10日(金)

※1 申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切らせていただきます。

※2 昭和56年5月以前に建てられた耐震性の無い木造住宅で申請を行う場合は、リフォーム工事と併せて耐震改修工事を行うことが条件となります。

※3 同時に行う世帯を区切るための間仕切り壁やドアの設置工事、省エネ改修工事(窓・外壁・屋根などの断熱化に係るもの)なども補助の対象となります。

【注意事項】 既に着工している工事は対象外です。



ご存じですか 建築物の定期報告

今年度は旅館またはホテルなどが対象です

あなたが所有または管理している建築物は、廊下や階段が物置代わりになっていたり、防火戸が作動しなかったりしていませんか。これらを放置したままだと、災害時に人命に危険を及ぼすことになりかねません。危険を予防するため、

表1 定期報告が必要な建築物

(Aの用途でBのいずれかに該当するもの)

A：建築物の用途	B：規模など
旅館またはホテル	① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③ 地階にあるもの (100㎡超)

表2 対象となる防火設備及び小荷物昇降機

種別	対象
小荷物昇降機	フロアタイプのものに限る
防火設備	① 定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備 ② 以下にあげる用途のうち床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設など

建築物の所有者または管理者は、定期的に専門技術者へ調査や検査を依頼し、その結果を報告することが建築基準法で義務付けられています。

今年度は表1の建築物が定期報告の対象になりますので、建築物を所有または管理する人は建築士(設計事務所など)に相談し、必ず報告してください。
報告期間 7月1日(木)～12月20日(月)

また、表2の防火設備及び小荷物昇降機が従前の建築設備等に加え定期報告の対象となっています。

報告期限 12月20日(月)まで
※小荷物昇降機等の報告は大分県昇降機センターまで
報告・問い合わせ 都市計画課
☎(21)1487

第8期介護保険事業計画における事業者公募

別府市では「第8期介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度)」に定める施設サービスなどの整備目標に基づき、事業者の公募を実施します。



公募事業 小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)
公募期間 7月5日(月)～8月12日(木)

※公募要領・申請書様式など、詳細は市ホームページをご覧ください。

☎(21)1463
介護保険課

高齢者世帯リフォーム支援事業

高齢者世帯の改修工事費用を補助します

(主にバリアフリー改修工事に関すること)

☎・☎ 高齢者福祉課
☎21-1442

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、かつ居住している65歳以上の高齢者がいる世帯であること
- ・市税を完納している世帯であること
- ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満であること(世帯員に18歳～64歳の人がいる場合の収入においては公的年金等を除く)
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
 - ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 高齢者世帯が居住している住宅(※住宅所有者の同意が必要)

対象工事 高齢者用の居室(寝室等)の増築及び内装改修工事、バリアフリー改修工事など(30万円未満の工事は対象外)

補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円) 申請期間 7月15日(木)～8月31日(火)

※申請受付は先着順です。募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切る場合があります。詳細はお問い合わせください。

【注意事項】 既に着工している工事は対象外です。

第3回鉄輪空き家・空き店舗再生セミナー

鉄輪温泉エリアでは、廃業した宿をリノベーション（改築）して新たに商いを始める店舗が増えてきました。

空き家や空き店舗をお持ちの人向けに、空き家の利活用について学べるセミナーを開催します。また、NPO空き家サポートによる個別相談会も実施します。相続やリノベーションについてなど、疑問点を直接相談できます。この機会にぜひご参加ください。

日時 7月28日(水)

13時30分～15時30分

※2部制（1部セミナー、2部個別相談会）

テーマ 空き家の利活用方法について（財産の管理、運用編）

講師 長嶋不動産鑑定事務所 代表取締役 土師一弘さん

会場 大分みらい信用金庫 鉄輪支店3階(御幸2組)

※大分みらい信用金庫の駐車場は利用できません。

向かいにある地獄蒸し工房鉄輪の駐車場を利用してください。

ください。

※7月16日(金)までに

こちらの申込

フォームに

ご入力いた

だくか、電

話でお申込みください。



申込みフォーム

別府市ビーズリンク

☎(76)5205

事業承継相談会 (要予約)

事業承継に関する様々な問題解決を支援する相談会を開催します。

対象 別府市内で事業を営む個人・法人

日時 7月14日(水)

10時～16時

場所 別府市男女共同参画センターあす・べっふ(野口原)

相談員 大分県事業承継・引継ぎ支援センター 中小

企業診断士 岩崎美紀さん

持ち物 事業の概要がわかるもの（パンフレット、決算書・申告書など）

申込期限 7月9日(金)

※先着順、5組に達し次第

受付終了（1組50分）

産業政策課

☎(21)1132

産業政策課

マイナンバーカード・マイナポイントの申請サポートを出前します！

市職員が出向き、マイナンバーカード及びマイナポイントの申請をサポートします。

マイナポイントは令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象で、マイナポイントの申請期限は9月末です。

※7月は申請サポート窓口の巡回は実施しません。

実施期限 8月31日(火)まで(予定)
原則9時～16時(土日、祝日を除く)

対象団体 別府市内の地域団体など

対象者 【マイナンバーカードの申請】

別府市に住民登録がある人で、申請者本人が会場に来ることができること

※15歳未満の人は保護者同伴

【マイナポイントの申請】

マイナンバーカードと、マイナポイントを申請可能な電子マネーやクレジットカードなどをお持ちの人

利用人数 おおむね10人以上から

申込方法

申請書に記載のうえ、実施希望日の1か月前までに郵送、メールまたは窓口でお申込みください。



詳しくはこちら

申込先

【窓口または郵送】

情報政策課デジタルファースト推進係
〒874-8511 上野口町1番15号

【メール】

mynumber@city.beppu.lg.jp

流れ

- ①募集…自治会などで希望者を募集
- ②申込み…実施希望日の1か月前までに申込書提出、日程・会場などの調整
- ③実施…指定場所に職員訪問、申請サポート

☎ QRコード付き交付申請書に関すること マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (平日9時30分～20時 土日祝9時30分～17時30分)

出前申請サポートに関すること 情報政策課 ☎21-1124 (平日8時30分～17時)

市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター
☎(21)22000

申込期間

7月5日(月)～16日(金)

抽選日 7月24日(土)

※受付場所がグラウンドフロアから、市役所3階(公園緑地課横)へ変わりました。

◆一般公営住宅(30戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団

員でないこと

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が

15万8千円以下

※条件により所得の上限が緩和されることがあります。

単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当
⑥入居日時点で満60歳以上であること

⑦身体障がい者(身体障害者手帳1級～4級)

⑧精神障がい者

(精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度)

⑨知的障がい者(⑧と同程度)

⑩生活保護受給者

※身障者用住宅は、身体障害者手帳1級または2級保持者で、車いす利用者であること。

◆特定公共賃貸住宅(1戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格①②③④に加え、次の条件を全て満たしていること。

①世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円を超え48万7千円以下

◆若年夫婦・若年単身者用住宅(1戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格①③④に加え、次の条件を全て満たしていること。

①控除後の月額所得が15万8千円を超え25万9千円以下

②若年夫婦・若年単身者向

け住宅は令和3年9月1日現在の年齢が35歳以下の者からなる夫婦で他に同居人がいないこと、または35歳以下の単身者

◆申込方法

必要書類を添え、期限内に申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳細はお問合せを。

■申込上の注意事項

①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。

ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合

合は申込みができます。

②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です

市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要です。「通知カード」が「マイナンバーカード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
朝見再開発	1	B	1	単身者
光の園	1	H	1	単身者(※身障者用)
	1	B	4	単身者・家族
	1	D	3	
	1	F	5	
	1	I	3	
鶴見	1	H	4	家族
	1		5	
竹の内	1	D	3	家族
	1	F	2	
宮園	1	A	1	家族
	1	B	4	
向原	2	A	3	家族
	1		4	
石垣原	1	A	2	家族
	1		3	
	1		B	
北中	1	A	4	家族
	1	B	2	
古賀口	1	C	1	家族
	1		3	
扇山	1	C	3	家族
	1	D	1	
石田	1	A	4	家族
	1	B	4	
荘園	1	D	2	家族
朝見再開発	1	A	3	家族
西別府	1	C	5	家族
真光寺(特公賃)	1	—	6	若年夫婦・若年単身者
松原(特公賃)	1	—	5	若年夫婦・若年単身者

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です
市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要です。「通知カード」が「マイナンバーカード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

※敷金は月額家賃の6か月分です。詳細は左記へ。
申問 別府市住宅管理センター
☎(21)22000

物件	場所	店舗面積	月額家賃
浜脇高層店舗	浜脇1丁目8番5号	51.26㎡	58,640円
浜脇再開発店舗	浜脇2丁目8番20号	44.93㎡	53,870円

◆浜脇高層店舗・浜脇再開発店舗入居者募集
申込受付 随時先着順
※先着順のため、申込時点で決定している場合があります

は入居できません。
③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。
④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。
空家情報テレフォンサービス
☎(27)08339(24時間案内)
大分県住宅供給公社ウェブサイト
(www.oita-jkk.jp)
「大分県住宅供給公社」↓
「別府市営住宅」
各出張所窓口 間取りのみ

身近な人権講座

日時 7月29日(木)

13時30分～15時30分

場所 中央公民館(上田の湯町)

テーマ 子どもの人権

～育ちを見守る～

講師 児童養護施設光の園

施設長 松永忠さん

問 社会教育課 ☎(21)1587

共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎(21)1291

テーマ 相談から見えてく

る女性の人権

講師 別府市男女共同参画

センター 婦人相談員

熊谷悦子さん

※人権ミニ講座と市民人権講

座は、事前に左記へ申込み

問 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎(21)1291

人権啓発センター

☎(23)6163

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日 9時～16時

(受付15時30分まで)

※祝日、年末年始は除く。

場所・問 人権啓発セ

ンター(石垣東10丁目)

☎(23)6163

子どもに関する弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 7月23日(金)祝

16時～18時

わたしたちのねがい

性的少数者と人権

～「多様な性の在り方」について理解を深めよう～

生まれたときの「身体の性」(戸籍上の性別)により、一般的に性を「男性」「女性」の二つに分け、「心の性」(自分がどの性別であるかの認識)も「身体の性」と同じと考えられてきましたが、「身体の性」と「心の性」は必ずしも同じとは限りません。

身体と心の性が異なっている人や、異性以外にも恋愛感情を持つ人などを「性的少数者」(セクシュアルマイノリティ)などといい、以下のアルファベットを取った「LGBT」という言い方も知られるようになりました。

L(レズビアン):同性を好きになる女性

G(ゲイ):同性を好きになる男性

B(バイセクシュアル):異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人

T(トランスジェンダー):身体と心の性が異なっている人

しかし、性的少数者には、この「LGBT」の人たちだけでなく、自分の性の在り方について迷っている人、決めていない人、性別を「男」「女」と二分することになじまない人など、多様な性の在り方の人たちがいます。このため、「LGBT」に他の文字を加えた言い方や、性的少数者に限らない、全ての人の性の在り方を反映した別の言い方もされるようになってきました。

性的少数者の存在は徐々に知られてきましたが、社会において、各当事者の在り方が正しく認知されておらず、むしろ誤った認識による偏見や差別により、職場や学校で生きづらさを感じている人もいます。性の在り方は人の数だけあり、一人一人違って当たり前なのです。性的少数者と、その性の在り方の多様さを理解し、誰もが「ありのままの自分で生きられる社会」をつくっていきましょう。

7月の無料人権相談 お気軽にご相談ください(予約優先)

日時 14日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室

問 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

場所 光の園子ども家庭支

援センター内(荘園)

内容 子どもや子育て環境

に関する悩みを、法律や

人権の観点から弁護士に

相談できます。

※無料。1人30分程度。

※電話で左記へ申込み。

問 別府市子ども家庭総

合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

発達に心配のあるお子さんの就学相談会

令和4年度に小学校入学

予定で、障がいなどにより

発達に心配のあるお子さん

の就学相談会を行います。

日時 9月29日(水)

9時30分～14時30分

※1人30分程度の予定

※秘密厳守で個別に行います。

場所 市役所5階大会議室ほか

内容 ①発達に心配のある

幼児への接し方②就学や

保育・教育に関すること

相談員 医師、学識経験者

特別支援学校及び小・中

学校関係者など

申込方法 8月17日(火)まで

に「就学相談票」を提出

問 学校教育課

☎(21)1574

社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう

7月は『第71回社会を明るくする運動』強調月間です。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築いていく全国的な運動です。なお、期間中に行わ

れる地区社協の催しは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

☎ 高齢者福祉課
(21) 1003

原爆展パネルを貸し出します(無料)

被爆者の苦悩とたにかいが浮かび上がるよう、写真と



▲パネルのイメージ

証言を組み合わせて制作された「証言パネル」です。地域や学校での平和学習などに活用してください。



貸出期間 7月1日(木)～9月30日(木)
パネルのサイズ B2版
(縦73cm×横52cm)
パネルの枚数 全30枚
☎ 社会教育課
(21) 1587

債務者相談会(要申込)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 7月8日(木) 13時30分～16時30分
場所 市役所4階
申込方法 事前に電話で左記へ申込み。
定員 各6人(先着順)
☎ 産業政策課
(21) 1881

湯んなか元気塾

温泉を活用した

湯中運動教室

日時 7月7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水) 14時～

場所 北浜温泉テルマス (京町)
※詳しくは案内を送付します。

内容 湯中運動と講話 (食事やお口の健康・温泉の豆知識) など

参加要件

※左記①～④の全てに該当する人
①別府市に住んでいる
②65歳以上
③更衣、入浴動作で介助を要しない
④会場までご自身で通える

※送迎はありません。
費用 テルマスの利用料 1回700円 (団体割引あり)
※左記へ電話でお申込みください。

子ども医療費受給資格者証(小・中学生の入院・通院用)の申請

市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院にかかる医療費(保険診療分)を助成しています。令和3年10月診療分からの助成を受けるためには申請が必要です。

申請期間 7月1日(木)～30日(金)
申請場所 市役所1階子育て支援課
(※出張所では受付できません。)

申請に必要なもの

- ①子どもの健康保険証
- ②同じ世帯の人全員のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ③窓口に来る人の本人確認書類

※1点の提示で可能なもの
官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、在留カードなど有効期限内のもの)
※2点以上の提示が必要なもの
顔写真が付いていない本人確認書類(健康保険証、国民年金手帳など)

☎ 子育て支援課 21-1427

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時 毎週月～金曜日 9時～16時30分
※祝日は除く。

相談員 消費生活専門相談員

場所・☎ 別府市消費生活センター (市役所4階 産業政策課内)
☎ 1881

☎ 健康推進課
(21) 2188